

## 土木常設員制度とは

土木常設員制度は、市民と行政を結ぶ、当市に根づいた歴史ある制度です。

### 1. 制度の趣旨について

市内の土木事業並びに土地改良事業、街路灯の新設事業、交通安全対策事業に関する工事等について、市と市民の連絡調整に当たり、公平で円滑な施行を期するための制度です。

土木常設員は、各町内会から提出される様々な土木要望を円滑に施行するために、地域と行政を結びパイプ役として、無くてはならない重要な役割を担っています。

#### 土木要望とは？

道路や水路の改良や新設工事、街路灯の修繕や新設工事、ガードレールやカーブミラー等の交通安全対策施設の修繕や設置工事のことです。

### 2. 土木常設員の人数、担当、地区割りについて

市長から委嘱を受けた土木常設員は、犬山市土木常設員に関する規則により各地区割りにより担当地区が決まっています。

(現在、犬山地区13名、城東地区9名、羽黒地区9名、楽田地区9名、池野地区4名の計44名)

### 3. 業務について

土木常設員には、各地区割りにより担当地区(町内会)が決まっています。

[別紙：土木常設員担当区割り表参照]

#### (1) 各地区(町内会)からの要望があった場合

各地区(町内会)からの土木要望をとりまとめて、要望書を市へ提出します。

#### (2) 市との協議(ヒアリングの実施)

市(関係課)と土木常設員とのヒアリングにて、要望内容について確認し、実施の可否、優先順位等について協議します。

必要に応じ、土木常設員には現地立会いをお願いする場合があります。

### ※緊急対応を要する場合は・・・

「道路の穴あき」、「側溝の蓋割れ」等の緊急工事については、電話連絡にて市が対応します。

「街路灯の球切れ」の場合は、電柱番号をお伝えください。

(例) 中電柱 31 ア 001

NTT 柱 白帝支 20

※土木常設員に関する窓口は、都市整備部土木管理課が担当します。

【連絡先】土木管理課 (代表) 61-1800 (直通) 44-0335